

令和5年度

あきる野市キャッシュレス決済機器

導入促進事業補助金のご案内

【募集要領】

募集期間

令和5年6月1日（木）～11月30日（木）

あきる野市商工観光部観光まちづくり推進課

1 趣 旨

あきる野市では、本市への訪日外国人旅行者等の増加及び地域活性化を図り、市内で観光業（小売業、宿泊業及び飲食サービス等）を営んでいる店舗等における決済環境の利便性を向上させるため、キャッシュレス決済機器導入促進事業を実施します。

2 補助対象者

市内に店舗又は事業所（以下「店舗等」という。）を有する中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。）で、当該店舗等において訪日外国人旅行者及び日本人旅行者向けの小売業又は宿泊業、飲食サービス業その他これに類するサービス業を営んでおり、既に納期の経過した分の市税を完納している方を対象とします。

※ただし、法人の登記又は個人事業主の住民票が市内にはない、あるいはあきる野市で住民税を課税していない個人事業主等のため、市による納税確認ができない場合は、その旨を確認するための提出書類が必要になりますので、6 申込み方法にある「提出書類一覧」をご確認ください。

3 補助対象経費

キャッシュレス決済機器及び汎用機器、付属品（以下「決済機器等」という。）の購入に係る次の経費（消費税を除く。）を補助対象とし、導入するキャッシュレス決済機器の台数は、1 店舗等につき1 台を限度とします。

補助対象経費	補助対象外となる経費
<ul style="list-style-type: none">▶ キャッシュレス決済機器（端末）購入費▶ 汎用機器（PC、スマートフォン、タブレット）購入費▶ 付属品購入費<ul style="list-style-type: none">・バーコードリーダー・カードリーダー・レシートプリンター・サイン패드・暗証番号入力用キーボード・カスタマーディスプレイ	<ul style="list-style-type: none">▶ Wi-Fi ルータ、サーバー等の費用▶ 通信費▶ 工事費（インターネット接続工事費等）▶ リース料及びレンタル料▶ 中古品▶ 割賦支払によるもの

※ただし、新たなキャッシュレス決済の加盟店契約を行った場合に限りです。

4 補助額

補助額は、消費税を除いた決済機器等の導入経費の3分の2とします（上限10万円、経費の千円未満は切り捨て）。

5 募集期間

令和5年6月1日（木）～11月30日（木）

※当日消印有効

※補助額が予算額に達した場合は、その時点で募集を終了します。

6 申込み方法

あきる野市キャッシュレス決済機器導入促進事業補助金交付要綱にある「補助金交付申請書」（様式第1号）に必要書類を添付し、観光まちづくり推進課へ送付するか直接窓口に持参してください。

提出書類一覧

- ・あきる野市キャッシュレス決済機器導入促進事業補助金交付申請書
- ・補助対象経費が確認できる書類（見積書の写し等）
- ・決済機器等を設置する店舗等が確認できる書類（当該店舗等の写真等）

※新たに会社を設立又は店舗を設置したため、法人市民税の納税証明書がない場合

- ・市内に店舗があることを証明する書類（法人設立・設置届出書の写し等）

※あきる野市で住民税を課税していない個人事業主の場合

- ・住所地の非課税証明書

7 補助金交付の決定について

提出された補助金交付申請書等の書類の内容の審査を行い、市から申請者の方へ「補助金交付（不交付）決定通知書」（様式第2号）を送付します。

なお、補助額が予算額に達した場合や補助対象者と認められない場合は、補助金不交付の決定となりますので、ご了承ください。

決済機器等の導入は、補助金交付決定日から令和6年1月31日（水）までに完了してください。

8 完了報告書の提出について

決済機器等の導入が完了した後は、10日以内に「導入完了報告書」（様式第3号）に必要書類を添付し、観光まちづくり推進課へ送付するか直接窓口提出してください。

提出いただいた導入完了報告書等の書類の内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めるときは、市から申請者の方へ「補助金交付額確定通知書」（様式第4号）を送付します。

提出書類一覧

- ・あきる野市キャッシュレス決済機器導入完了書
- ・補助対象経費の領収書の写し
- ・決済機器等の設置状況の写真
- ・訪日外国人旅行者向け案内（POP等）の掲出状況の写真
- ・キャッシュレス決済の加盟店契約書等の写し

9 補助金交付請求書の提出について

市から「補助金交付額確定通知書」が届いた後、速やかに「補助金交付請求書」（様式第5号）を観光まちづくり推進課へ送付するか直接窓口提出してください。

補助金交付請求書の受付後、約2～3週間で指定口座へ補助金をお振込みします。

10 その他

導入した決済機器等を設置する際は、訪日外国人旅行者も利用できるように、多言語での案内（POP等）を店頭へ掲出してください。

11 お問合せ・書類の提出先

〒190-0164

あきる野市五日市 411（五日市出張所内）

あきる野市商工観光部観光まちづくり推進課

電話 042-595-1135 F A X 042-595-1141

受付時間 8:30～17:15（土曜日、日曜日、祝日を除く）